

マンション管理業 登録申請の手引き

本冊子は、四国地方整備局管内のマンション管理業者を対象にしています。



国土交通省 四国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

目 次

1. マンション管理業の登録制度	P3 ~P6
1. 用語の定義	P3~P5
2. マンション管理業の登録	P6
2. 登録申請手続き	P7 ~P10
3. 登録を受ける事務所	P7
4. 専任の管理業務主任者	P8
5. 登録の欠格要件	P9
6. 登録の有効期間、変更届出	P10
3. 必要書類一覧	P11~P15
7. 登録申請書類必要書類一覧	P11~P12
8. 変更届出等必要書類一覧	P13~P15
4. 申請書等記載例	P16~P42
申請書記載例(新規・更新申請)	P16~P31
申請書参考資料(案内図等)	P32~P34
変更届出書等記載例(変更・廃業)	P35~P42

(注意事項)

・本冊子については、四国地方整備局管内のマンション管理業者の事務担当者及び管理業務主任者向けに手続き等の一助となるよう作成したものです。

本冊子に関してのお問い合わせは、国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
(Tel:087-851-8061)にご連絡願います。

・本冊子については、平成26年4月現在施行されているマンションの管理の適正化の推進に関する法律及び関係法令等で規定された義務・手続き等についてとりまとめたものです。

申請等の際には、別途最新の法規程等について確認を行って下さい。

本書中に引用した法令等の略語は以下のとおりです。

「法」=マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年12月8日法律第149号)

「規則」=マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年7月19日国土交通省令第110号)

「区分所有法」=建物の区分所有等に関する法律(昭和37年4月4日法律第69号)

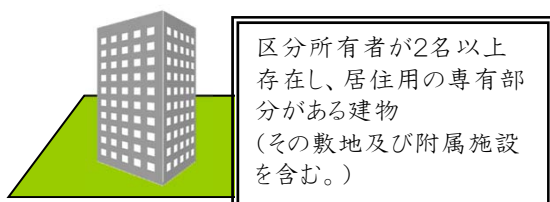
1. 用語の定義①

● マンションとは

本法にいう「マンション」とは、区分所有者が2以上存在し、人の居住の用に供する専有部分が1ヶ所以上存在する建物をいい、その敷地や集会所・車庫等の附属施設も含まれます。

※居住用部分が存在しないテナントビルや賃貸マンション(分譲されたものを除く。)、一戸建住宅のみで構成される団地については、本法に規定するマンションではありません。

法2条第1項第1号イのマンション



法2条第1項第1号ロのマンション



マンションとは、次に掲げるものをいう。(法第2条第1項第1号)

イ 2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建物で人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。)のあるもの並びにその敷地及び附属施設

ロ 一団地内の土地又は附属施設(これらに関する権利を含む。)が当該団地内にあるイに掲げる建物を含む数棟の建物の所有者(専有部分のある建物にあっては、区分所有者)の共有に属する場合における当該土地及び附属施設

● マンションの区分所有者等とは

本法にいう「マンションの区分所有者等」とは、法第2条第1項第1号イのマンションの建物の区分所有者及び法第2条第1項第1号ロのマンションの土地及び附属施設の所有者をいいます。

※商業用テナント部分の区分所有者、マンション内の緑地部分や附属施設の所有者についてもマンションの区分所有者等に含まれます。

マンションの区分所有者等(法第2条第1項第2号)

第1号イに掲げる建物の区分所有者並びに同号ロに掲げる土地及び附属施設の同号ロの所有者をいう。

【管理組合の構成概念図】



管理組合を代表し、マンション管理事務を実施

● 管理組合とは

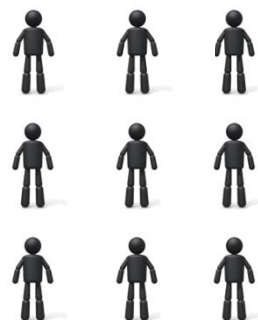
本法にいう「管理組合」とは、区分所有法に基づきマンションの区分所有者等により構成される「管理組合」、「団地管理組合」、「管理組合法人」をいいます。

管理組合(法第2条第1項第3号)

マンションの管理を行う区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

総会等で選任

管理組合



区分所有者等全員で構成

● 管理者等とは

本法にいう「管理者等」とは、マンションの代表者である区分所有法に基づき総会等で選任された「管理者」(管理組合の理事長)又は管理組合法人の「理事」をいいます。

管理者等(法第2条第1項第4号)

区分所有法第25条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)の規定により選任された管理者又は区分所有法第49条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)の規定により置かれた理事をいう。

1. 用語の定義②

管理事務とは

本法にいう「管理事務」とは、マンションの管理に関する事務全般であり、**基幹事務**【①管理組合の会計の収入及び支出の調定、②出納、③マンション(専有部分を除く。)の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整】の内容が全て含まれているものをいいます。

基幹事務の内容

①管理組合の会計の収入及び支出の調定



収支予算案・決算案の素案作成、収支状況の報告等が該当します。

②出納



管理費、修繕積立金等の金品の収納、滞納者への督促協力、帳簿管理等が該当します。

③マンション(専有部分を除く。)の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整



長期修繕計画案の作成及び見直し、修繕実施時の外注手続きの補助や実施状況の確認等が該当します。

管理事務とは、マンションの管理に関する事務であって、基幹事務(管理組合の会計の収入及び支出の調定及び出納並びにマンション(専有部分を除く。)の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整をいう。以下同じ。)を含むものをいう。(法第2条第1項第6号)

マンション標準管理委託契約書

管理組合とマンション管理業者との間で管理委託契約を締結する際の指針として「マンション標準管理委託契約書」を国土交通省が定めています。

「マンション標準管理委託契約書」では、標準的な管理事務の内容として「事務管理業務」、「管理員業務」、「清掃業務」、「建物・設備管理業務」の内容が規定されており、「事務管理業務」には基幹事務の内容が全て含まれています。

管理事務(マンション標準管理委託契約書)

基幹事務

事務管理業務のうち

- ①管理組合の会計の収入及び支出の調定
- ②出納
- ③マンション(専有部分を除く。)の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整

○基幹事務以外の事務管理業務

- ・理事会支援業務
- ・総会支援業務 等

○管理員業務

- ・受付等の業務
- ・点検業務 等

○清掃業務

○建物・設備管理業務

○その他委託されている内容

※1 警備業法に定める警備業務及び消防法に定める防火管理者が行う業務は、管理事務には含まれないため、別契約とすることが望ましい。

警備業務※1

防火管理者が行う業務※1

マンション標準管理委託契約書：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000011.html

【国土交通省HP】

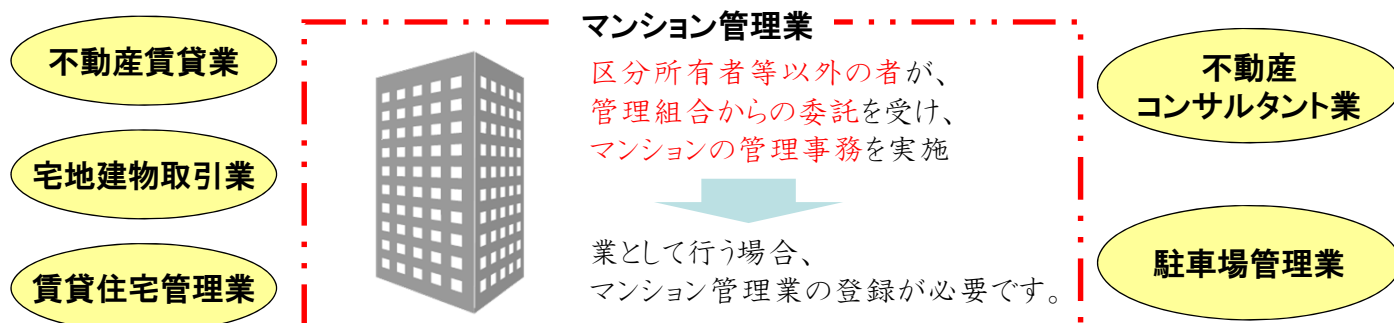
1. 用語の定義③

● マンション管理業とは

本法にいう「マンション管理業」とは、**管理組合から委託を受け、マンションの管理事務を業として行うこと**をいいます。（自主管理に該当する場合を除く。）

マンション管理業を営もうとする者は、まず**マンション管理業の登録を受けなければなりません**。

登録を受けていない者がマンション管理業を営んだ場合、罰則の対象となります。（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金【法第106条第2号】）



マンション管理業とは、管理組合から委託を受けて管理事務を行う行為で業として行うもの（マンションの区分所有者等が当該マンションについて行うものを除く。）をいう。（法第2条第1項第7号）

マンション管理業を営もうとする者は、国土交通省に備えるマンション管理業者登録簿に登録を受けなければならない。（法第44条第1項）

マンション管理業者の登録を受けない者は、マンション管理業を営んではならない。（法第53条）

【参考：自主管理（マンション管理業登録の例外）】



※「管理者」については、区分所有者以外の者（マンション管理業者や外部の専門家等）を選任することができる。（区分所有法第25条第1項）

管理業者の代表者や役員が区分所有者等である場合やマンション管理業者が管理者である場合もマンション管理業登録を受けなければなりません。

自主管理となるのは、マンション管理業者が区分所有者等である場合のみです。

2. マンション管理業の登録

● マンション管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。

四国4県に主たる事務所(本店)が所在するマンション管理業者の登録・監督権限等は、四国地方整備局長に委任されています。



登録申請に対する処分に係る標準処理期間については、原則90日(補正に要する期間を除く)です。申請書類の審査は受付順に行っておりますので営業開始時期の計画等がある場合には、余裕をもって申請手続を行って下さい。

第44条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、国土交通大臣に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。(法第45条)

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 事務所(本店、支店その他の国土交通省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)の名称及び所在地並びに当該事務所が第56条第1項ただし書に規定する事務所であるかどうかの別
 - 三 法人である場合においては、その役員の氏名
 - 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
 - 五 第56条第1項の規定により第2号の事務所ごとに置かれる成年者である専任の管理業務主任者(同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。)の氏名
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第47条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。(法第104条)

● 登録申請書類提出先

本店等所在地	提出先	電話番号
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号 国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 賃貸住宅管理業係	087-851-8061

● 登録申請に要する費用

申請の区分	納付種別	登録免許税額、手数料	納付方法
新規登録	登録免許税	90,000円	高松税務署へ納付
更新登録	更新手数料	12,100円	収入印紙を貼付

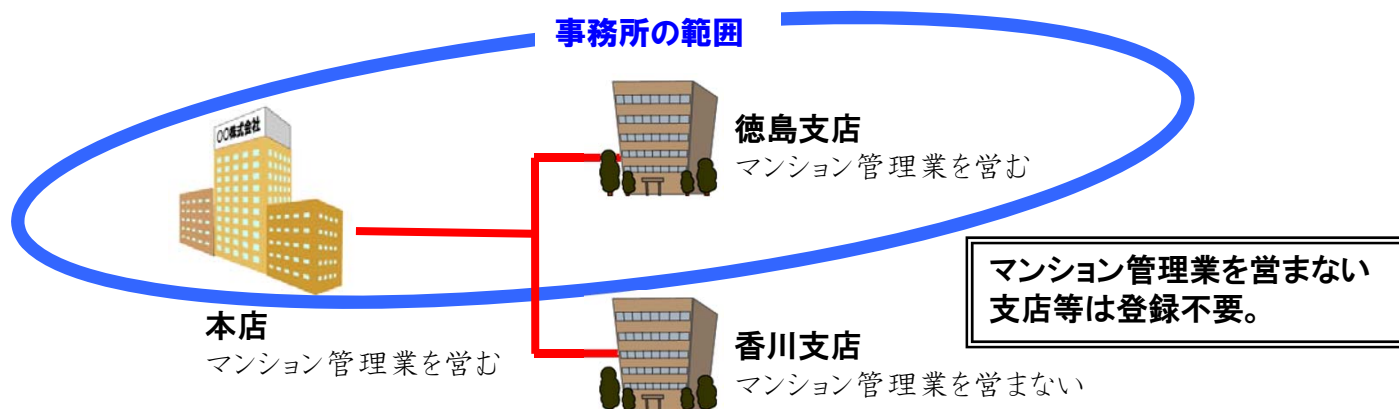
3. 登録を受ける事務所

● マンション管理業の事務所とは

マンション管理業の事務所となるのは、次の2つです。

- ① 商業登記簿に登記された「本店又は支店」※注1(規則第52条第1号)
- ② 継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で、マンション管理業に係る契約の締結又は履行に関する権限を有する使用人※注2を置くもの(規則第52条第1号)

マンション管理受託契約の締結等を行わない(独立してマンション管理業を営まない)支店等については、登記の有無に関わらず事務所とはなりません。本店については、営業活動の統括等の機能を果たしていることからマンション管理業を営まない場合も事務所として取り扱います。



注1 社団法人、財団法人、協同組合、中間法人等商人(株式会社等)でない業者については、法人登記簿に登記された主たる事務所又は従たる事務所をいう。

注2 支店における支店長又は支配人に相当するような者をいう。

法第45条第1項第2号の事務所は、次に掲げるものとする。(規則第52条)

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、マンション管理業に係る契約の締結又は履行に関する権限を有する使用人を置くもの

● 事務所要件

事務所には、マンション管理業者の営業活動の拠点として使用できる形態が備わっていなければなりません。

- ① 営業活動の場所として継続的に使用することができること
- ② 社会通念上も物理的に事務所として認識される程度の形態を備えていること
- ③ 契約の締結又は履行に関する権限を有する者を配置していること。

四国地方整備局では、事務所形態の確認のため、事務所の案内図、建物の外観、執務スペース・接客スペース等の写真の提出を求めています



登録申請時等に
確認資料として提出

【事務所の案内図】※P33参照

【事務所の写真】※P34参照

- ・建物全景及び入口部
(テナントビル内等に所在する場合、案内表示等)
- ・事務所の入口
- ・事務所内部(執務室及び接客スペース)
- ・業者票(掲示状況及び内容が判読できる程度の接写)

4. 専任の管理業務主任者

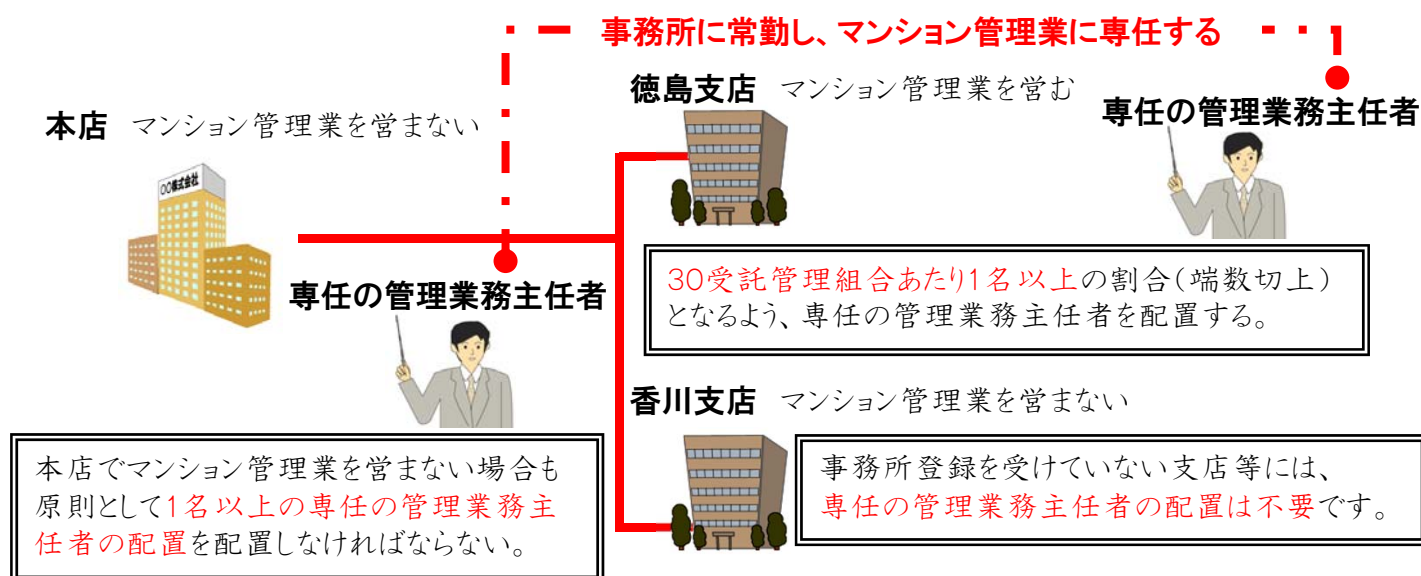
管理業務主任者とは

管理業務主任者とは、(一社)マンション管理業協会が実施する管理業務主任者試験(法第57条)に合格し、国土交通大臣の登録(法第59条)を受け、管理業務主任者証の交付(法第60条第1項)を受けている者をいいます。

専任の管理業務主任者の設置義務

管理事務の委託を受けた管理組合の数(30管理組合につき1名以上・端数切り上げ)に応じ、登録を受けた事務所毎に成年者である専任の管理業務主任者※注1を配置しなければなりません。

本店は常に「事務所」となるため、マンション管理業を営まない場合も最低1名以上の専任の管理業務主任者を配置する必要があります。(法第56条第1項ただし書き※注2に該当する場合を除く。)



注1 専任の管理業務主任者

専任の管理業務主任者には、その事務所への常勤性・マンション管理業への専任性が求められており、勤務時間が一定の時間帯に限られる非常勤職員やパートタイムの従業員は専任の管理業務主任者にはなりません。

また、他の事務所の専任の管理業務主任者や会社法上兼職が禁止されている監査役、宅地建物取引業の専任の取引主任者や建設業の専任技術者等も専任の管理業務主任者にはなりません。

注2 【法第56条第1項ただし書き】

法第56条第1項ただし書きに規定する事務所とは、居住用部分が5戸以下の管理組合からのみ管理事務を受託している事務所(管理事務受託契約の締結を行っていない事務所を含む。)をいい、ただし書きに該当する事務所については専任の管理業務主任者の設置義務が免ぜられる。

ただし書きに該当する事務所については、事務所の代表者又は代表者に準じる立場の者が管理業務主任者が行うべき事務をすることができる。(法第78条)

マンション管理業者は、その事務所ごとに、事務所の規模を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の管理業務主任者を置かなければならない。ただし、人の居住の用に供する独立部分(区分所有法第1条に規定する建物の部分をいう。以下同じ。)が国土交通省令で定める数以上である第2条第1号イに掲げる建物の区分所有者を構成員に含む管理組合から委託を受けて行う管理事務を、その業務としない事務所については、この限りでない。(法第56条第1項)

専任の管理業務主任者の配置数が不足する場合、2週間以内の適合措置が必要です。

登録後に受託管理組合数の増加や管理業務主任者の退職・管理業務主任者証の有効期限切れ等により、専任の管理業務主任者が法定の配置数を満たさないこととなった場合、2週間以内に管理業務主任者の新規雇用や配置転換等の方法で2週間以内に規定の配置数を満たさなければなりません。

マンション管理業者は、第1項の規定に抵触する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至ったときは、2週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。(法第56条第3項)

5. 登録の欠格要件

登録申請者が欠格要件に該当する場合、登録を受けることはできません。

【登録欠格要件】

登録申請者(法人の場合、その役員)が、

- ① 現に破産者である者。
- ② 法第83条による登録取消処分(以下、「取消処分」という。)を受けてから2年以内の者。(取消日前30日以内にマンション管理業者の役員であった者を含む。)
- ③ 現に法第82条による業務停止処分を受けている者。
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行の終了日等から2年以内の者。
- ⑤ 本法の規定により罰金刑に処せられ、その執行の終了日等から2年以内の者。
- ⑥ 心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの。
- ⑦ マンション管理業について成年者と同一の行為能力のない未成年者の法定代理人が、①～⑥に該当する者。
- ⑧ 法人の役員が、①～⑥に該当する者。
- ⑨ 事務所に法第56条に規定する要件を備えていない者。※P7～P8参照
- ⑩ マンション管理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有していない者。※下段参照

国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。(法第47条)

登録後に欠格要件に該当した場合、登録取消処分の対象になりません。

【登録取消処分】

- 1) 登録申請者(法人の場合、その役員)が、上記欠格要件①、④又は⑤に該当する場合。
- 2) マンション管理業について成年者と同一の行為能力の行為能力のない未成年者の法定代理人又は法人の役員が上記欠格要件①～⑤に該当する場合。
- 3) 不正手段により、登録を受けた場合。
- 4) 業務停止処分に該当し、情状が特に重い場合又は業務停止処分に違反した場合

国土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。
(法第83条)

財產的基礎

規則第55条に基づき、算定された基準資産額※注1が300万円未満の者は登録を受けることはできません。

注1 基準資産額

基準資産額とは、貸借対照表又は資産に関する調書に計上された資産合計（繰延資産を除く）から負債合計を控除したものであり、おおむね純資産の総額と合致します。

[illegible]

＝基準資産額

法第47条第10号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額(以下「基準資産額」という。)が、300万円以上であることとする。(規則第54条)

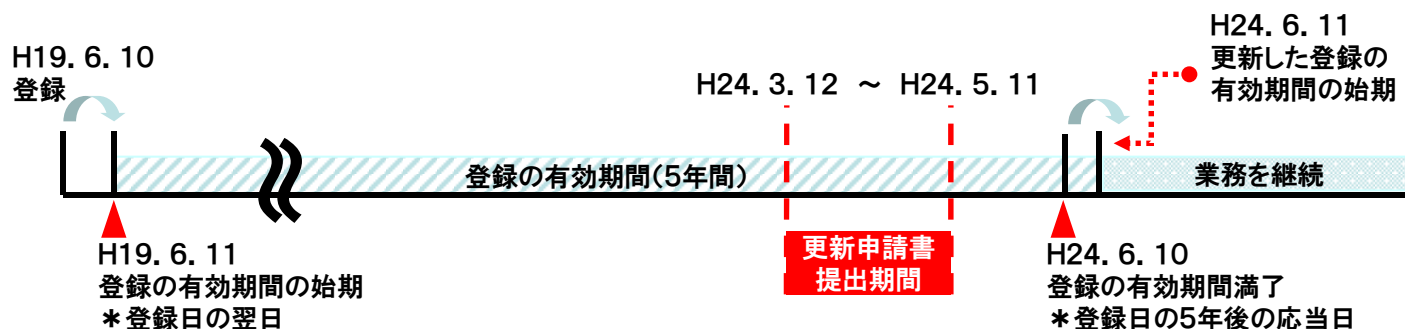
基準資産額は、第53条第1項第7号又は第8号に規定する貸借対照表又は資産に関する調書(以下「基準資産表」という。)に計上された資産(創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。)の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額とする。(規則第55条第1項)

6. 登録の有効期間、変更届出

登録の有効期間

マンション管理業者の登録の有効期間は登録を受けた日の翌日から5年間です。

有効期間満了後も引き続きマンション管理業を営む場合は登録の有効期間満了日の90日前～30日前の間に更新の手続きを行わなければなりません。



**登録の有効期限の到来についての事前案内は行っておりません。
ご注意ください。**

マンション管理業者の登録の有効期間は、5年とする。(法第44条第2項)
前項の有効期間の満了後引き続きマンション管理業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。(法第44条第3項)

法第44条第3項の規定により同項の更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録申請書を提出しなければならない。(規則第50条)

変更の届出義務

登録を受けた一定の事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から30日以内に届出を行わなければなりません。

変更届出についても登録申請時と同じく主たる事務所(本店)の所在地を管轄する各地方整備局長等宛に提出しなければなりません。

【届出が必要な事項】

1. 商号、名称又は氏名、住所に関する変更
2. 代表者又は個人(その法定代理人を含む。)に関する変更
3. 事務所の名称又は所在地
法56条第1項ただし書きに規定する事務所(専任の管理業務主任者の配置義務が無い事務所)※P8参照であるかどうかの別に関する変更
4. 【法人の場合】役員(その法定代理人を含む。)に関する変更
5. 専任の管理業務主任者に関する変更

四国地方整備局

届出書類 正本1部
変更が生じた日から30日以内



マンション管理業者は、第45条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(法第48条)

7. 登録申請必要書類一覧①

1) 【新規・更新の際の法定書類】

正本1部提出

様式番号	書類の名称	記載内容	法人	個人	備考
別記様式 第11号	登録申請書 (第一面)	商号又は名称 代表者又は個人	◎	◎	
	(第二面)	法定代理人	◎	◎	法定代理人設置業者のみ
	(第三面)	役員	◎	—	
	(第四面)	事務所 専任の管理業務主任者	◎	◎	事務所毎に作成する。 テナントビル内等に所在する場合、 ビル名及び階数を表示する
	(第五面)	専任の管理業務主任者 (5名以上の場合)	◎	◎	該当事務所のみ
	(第六面)	登録免許税領収証書 又は収入印紙貼付	◎	◎	新規:登録免許税 90,000円 更新:収入印紙 12,100円
別記様式 第12号	添付書類(1) 誓約書	申請者 役員 法定代理人	◎	◎	
	添付書類(2) マンション管理業経歴書	事業の沿革 管理受託契約の実績	◎	◎	初めて受けた登録以後の内容を記載 直近5事業年度分の実績を記載
	添付書類(3) 専任の管理業務主任者 設置証明書	専任の管理業務主任者の数、 委託を受けた管理組合数を記入	◎	◎	事務所毎の配置状況を記載する。
	添付書類(4) (第一面)	相談役及び顧問	◎	—	該当がない場合も提出する。
	添付書類(4) (第二面)	5/100以上の 株主又は出資者	◎	—	該当がない場合も提出する。
	添付書類(5) 略歴書	役名 専任の管理業務主任者 の別を記載	◎	◎	住所地と居所が異なる場合には、 居所を上段に記載し、下段に住所地を かっこ書きする。
	添付書類(6) 資産に関する調書	資産及び負債の状況	—	◎	個人のみ
	添付書類(7) 返還債務の保証契約に 関する事項	第3者の名称 保証契約名称 保証契約の内容	◎	◎	該当がない場合、提出不要
添付①	身分証明書	役員(相談役及び顧問を含む) 専任の管理業務主任者	◎	◎	監査役についても必要 本籍地の市区町村役場で入手
添付②	登記されていないことの 証明書	役員(相談役及び顧問を含む) 専任の管理業務主任者	◎	◎	監査役についても必要 各法務局・地方法務局で入手
添付③	履歴事項全部証明書	—	◎	—	
添付④	貸借対照表及び 損益計算書	—	◎	—	直近1カ年分 新設法人の場合、貸借対照表のみ 財産要件:資産－負債＞300万円
添付⑤	納税証明書(その1 納税 額等証明用)	新設法人は不要	◎	◎	法人の場合は、法人税 個人の場合は、所得税

7. 登録申請必要書類一覧②

2) 【新規・更新の際の確認書類】

正本1部提出

書類の名称	記載内容	法人	個人	備考
事務所の案内図	商号又は名称 事務所名の記載 要	◎	◎	
事務所の写真	建物全景 建物の入口(テナント表示) 事務所の入口 事務所内部(執務室・接客スペース) 業者票	◎	◎	業者票については、 掲示状況、内容が確認できる写真を添付 (新規登録申請時は提出不要)
返信用封筒	角2封筒(A4判の書類が入るもの) ※登録通知書発送用	◎	◎	切手貼付不要 登録通知書発送先を明記したもの

3) 登録申請にあたっての留意事項

- 1 四国地方整備局への登録申請の場合、法定書類及び確認書類については正本1部を提出して下さい。
- 2 登録申請書(第四面)の取扱について
テナントビルに事務所を設けている場合等は、入居しているビル名及び階数についても申請書に記載して下さい。
- 3 登録申請書(第五面)について
登録免許税: ¥90,000. -【新規】については、高松税務署へ納付し、その領収証書原本を貼付。
更新手数料: ¥12,100. -【更新】については、収入印紙(消印無効)を貼付。

4 確認資料の取扱について(参考様式:P33~P34)

■事務所の案内図

商号又は名称及び事務所の名称を記載した事務所所在地周辺の略図を提出して下さい。住宅地図等の貼付による方法でもかまいませんが、所在地が判別できるよう○印等を記載下さい。

■事務所の写真

- ・建物全景
- ・建物入口(テナントビル内等に事務所を設置している場合、エントランス表示、テナント表示、集合郵便受け及び外部吊り看板等所在がわかる写真を併せて提出する。)
- ・事務所入口
- ・事務所内部(執務スペース及び接客スペース)
- ・業者票(掲示状況及び内容が判読できる程度の接写)【新規登録申請時を除く。】
について提出して下さい。

8. 変更届出等必要書類一覧①

3) 【変更の際の法定書類】

正本1部提出

様式番号	書類の名称	記載内容	商号又は 名称変更	代表者の 就退任※	役員の 就退任※	専任の 管理業務主任者 の就退任※
別記様式 第13号	マンション管理者 登録簿登録事項 変更届出書 (第一面)	商号又は名称 代表者又は個人	◎ 項番11	◎ 項番12	◎	◎
	(第二面)	法定代理人	—	◎ 項番13 (個人) 項番14 (法人)	◎ 項番15 (法人)	—
	(第三面)	役員	—	—	◎ 項番21	—
	(第四面)	事務所	—	—	—	—
	(第五面)	専任の管理業務主任者	—	—	—	◎ 項番30,41
別記様式 第12号	添付書類(1) 誓約書	申請者 役員 法定代理人	—	◎	◎	—
	添付書類(3) 専任の管理業務 主任者設置証明書	専任の管理業務主任者 の数、委託を受けた 管理組合数を記入	—	—	—	◎
	添付書類(5) 略歴書	役名 専任の管理業務主任者 の別を記載	—	◎ 就任者分	◎ 就任者分	◎ 就任者分
添付①	身分証明書	役員 専任の管理業務主任者	—	◎ 就任者分	◎ 就任者分	◎ 就任者分
添付②	登記されていない ことの証明書	役員 専任の管理業務主任者	—	◎ 就任者分	◎ 就任者分	◎ 就任者分
添付③	履歴事項全部証明書	—	◎	◎	◎	—

※代表者、役員、専任の管理業務主任者(代表者及び役員については、その法定代理人を含む。)の氏名変更の場合の届出書類については、就退任時と同様に取り扱いますが、別記様式第12号に定める添付書類(1)～(7)※P11参照及び上表の添付①～③の提出は不要です。

ただし、変更事項の確認のため、代表者及び役員の場合には、「履歴事項全部証明書」(コピー可)。専任の管理業務主任者の場合には、「住民票抄本」(コピー可)又は「戸籍抄本」(コピー可)を別途提出して下さい。

氏名又は役職変更の際の 提出書類一覧(コピー提出可)		履歴事項 全部証明書	住民票抄本	戸籍抄本
代表者又は役員	氏名変更	◎	—	—
専任の管理業務主任者	氏名変更	—	◎ ←	→ ◎

どちらか一方

8. 変更届出等必要書類一覧②

4) 【変更の際の法定書類 続き】

正本1部提出

様式番号	書類の名称	主たる事務所の所在地変更	従たる事務所の新設	従たる事務所の移転	事務所の名称変更	事務所の一部廃止	備考
別記様式第13号	マンション管理業者登録簿登録事項変更届出書(第一面)	◎	◎	◎	◎	◎	
	(第二面)	—	—	—	—	—	法定代理人設置業者のみ
	(第三面)	—	—	—	—	—	
	(第四面)	◎ 項番30,31	◎ 項番30,31	◎ 項番30,31	◎ 項番30,31	◎ 項番30,31	テナントビル内等に所在する場合、ビル名及び階数表示要
	(第五面)	—	◎ 項番41	—	—	◎ 項番30,41	
別記様式第12号	添付書類(1) 誓約書	—	—	—	—	—	
	添付書類(3) 専任の管理業務主任者設置証明書	—	◎	—	—	—	該当事務所分
	添付書類(5) 略歴書	—	◎ 専任の管理業務主任者	—	—	—	住所地と居所が異なる場合には下段に住所地把をかつこ書き
添付①	身分証明書	—	◎ 専任の管理業務主任者	—	—	—	本籍地の市区町村役場で入手
添付②	登記されていないことの証明書	—	◎ 専任の管理業務主任者	—	—	—	各法務局・地方方法務局で入手
添付③	履歴事項全部証明書	◎	—	—	—	—	

変更の届出については、変更が生じた日から30日以内に届出を行わなければなりません。(法第48条)※P10参照

特に身分証明書(本籍地の市区町村役場にて入手)や登記されていないことの証明書(各法務局・地方方法務局にて入手)の準備に時間がかかる場合がありますので期限内に届出できるようご注意ください。

8. 変更届出等必要書類一覧③

5) 【変更の際の確認書類】

正本1部提出

書類の名称	記載内容	専任の管理 業務主任者 の就退任	主たる 事務所の 所在地変更	従たる 事務所の 新設	従たる 事務所の 移転	備考
事務所の案内図	商号又は名称 事務所名の記載	—	◎	◎	◎	—
事務所の写真	建物全景 建物の入口 (テナント表示) 事務所の入口 事務所内部 (執務室・接客ス ペース) 業者票	—	◎	◎	◎	業者票については、 揭示状況、内容が 確認できる写真を添付

「商号又は名称変更」、「代表者、役員(その法定代理人を含む。)の就退任」、「事務所の名称変更」、「事務所の一部廃止」の場合、確認書類の提出は不要です。

6) 【廃業等の届出】※P42参照

正本1部提出

○法定書類

様式番号	書類の名称	記載内容	備考
別記様式 第14号	廃業等届出書	届出の理由 商号又は名称 代表者氏名 主たる事務所の所在地 届出事由の生じた日 届出人との関係	届出義務者は以下のとおり(法第50条) 1. マンション管理業者(個人業者)が死亡した場合 その相続人 2. 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者 3. 破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人 4. 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人 5. マンション管理業を廃止した場合 マンション管理業者であった個人又はマンション管理業者であった法人 を代表する役員

届出を行うべき理由が生じた日から30日以内に届出しなければなりません。

申請書記載例

- ・新規申請
- ・更新申請

記載例＜新規・更新申請：法人＞

別記様式第十一号（第五十一条関係）

(A4)

1110

登録申請書

(第一面)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第45条の規定により、マンション管理者の登録の申請をします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和2年5月1日

四国 地方整備局長

北海道開発局長

殿

更新申請については、登録の有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請しなければなりません。(規則第50条)

申請者 商号又は名称 四国マンション管理(株)

氏 名 代表取締役 建政 太郎

(法人にあっては、代表者の氏名)

電話番号 (087) 851 - 8061

ファクシミリ番号 (087) 811 - 8414

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

(1) 8888888

新規登録申請時は記載不要。

(有効期間 平成27年 7月 1日～令和2年 6月 30日)

登録の種類

2

1. 新規 2. 更新

登録の種類に応じ、番号記載。

登録番号	国土交通大臣登録 () 第 号
登録年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

項番 ◎商号、名称又は氏名及び住所

11

フリガナ	シヨクマンションカンリカフ・シキカドイ
商号、名称 又は氏名	四国マンション管理株式会社
郵便番号	760-8554
住所	香川県高松市サンポート3-33

法人・個人の別

1. 法人
2. 個人

1

法人の場合、登記簿記載の本店等の所在地
個人の場合、住民票上の住所を記載する。

法人の場合、登記簿記載の商号
個人の場合、商号登記された商号、営業
に用いる名称(屋号)又は住民票記載の
氏名を記載する。

◎代表者又は個人に関する事項

12

役名コード	01	管理業務主任者の登録番号	88888888
フリガナ	建政 太郎		
氏 名	ケンセイ タロウ		
生 年 月 日	H-04 年 12 月 14 日		

確認欄

*

管理業務主任者の場合、
専任の有無に関わらず
登録番号を記入する。

第二面については、法定代理人が設置されている場合のみ提出する。

1 2 0

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

(1)	8	8	8	8	8	8	8
-------	---	---	---	---	---	---	---

← 更新申請の場合には、必ず記載すること。

項番 ◎法定代理人に関する事項

13	フリガナ																		
	商号、名称 又は氏名																		
	郵便番号																		
	住 所																		

法人・個人の別

1 1. 法人
2. 個人

項番「13」については、
個人業者の場合のみ
記載する。

確認欄

*

◎法定代理人の代表者に関する事項（法人の場合）

14	役名コード	0	1
	フリガナ	ゲイケン	シロウ
	氏 名	計建	二郎
	生 年 月 日	T	15年06月01日

確認欄

*

◎法定代理人の役員に関する事項（法人の場合）

15	役名コード	0	2
	フリガナ	フトウ	サブロー
	氏 名	不動	三郎
	生 年 月 日	M	45年05月02日

確認欄

*

15	役名コード		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		

確認欄

*

項番「14」及び「15」に
ついては、法人の場合
のみ記載する。

【法定代理人について】

成年被後見人・被補佐人に該当する場合、法定代理人が置かれることとなるが、登録欠格要件に該当する。

よって、法定代理人を設置して登録を受けることができるのは、婚姻による成年擬制の適用を受けない未成年者又は補助開始の審判を受けた被補助人が代表者又は法人の役員となる場合に限られる。

確認欄

*

15	役名コード		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		

確認欄

*

**第一面及び第三面に代表者又は役員として記入した者については記載しない。
法定代理人の役員が4名以上の場合、本様式を追加すること。**

第三面については、申請者が法人の場合のみ提出する。

更新申請の場合には、必ず記載すること。

受付番号

(1)

8	8	8	8	8	8
---	---	---	---	---	---

21	役 名 コー ド	02	管理業務主任者の登録番号	7	7	7	7	7	7	7
	フリガナ	トクシマ	シロウ							
	氏 名	徳島	四郎							
	生 年 月 日	H1	10	年	06	月	01	日		

管理業務主任者の場合、
専任の有無に関わらず
登録番号を記入する。

✱

21	役 名 コー ド	0 2	管理業務主任者の登録番号					
	フリガナ	エビメ	コ	ロウ				
	氏 名	愛媛	五郎					
	生 年 月 日	H 一	0 1	年	0 5	月	0 1	日

記載すべき役員の範囲は、法人登記簿の「役員に関する事項」欄に記載された者であり、第一面及び第二面に記載していない者全てが対象となる。

✱

21	役 名 コード	03	管理業務主任者の登録番号						
	フリガナ	コウチ ハナコ							
	氏 名	高知 花子							
	生 年 月 日	M145 年 05 月 02 日							

✱

21	役名コード		管理業務主任者の登録番号					
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日			年	月	日		

21	役名コード		管理業務主任者の登録番号					
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日			年	月	日		

*

第一面及び第二面に代表者又は役員として記入した者については記載しない。
役員が6名の場合、本様式を追加すること。

第四面については、事務所毎に記載する。

(第四面)

140

受付番号

申請時の登録番号

(1) 88888888

更新申請の場合には、必ず記載すること。

項番

30	事務所の別	1	1.主たる事務所 2.従たる事務所	事務所コード	
	事務所の名称	本店			

商号又は名称は記載しない。

町名以降の「丁目」「番」「号」については、
- (ダッシュ) にて区切って記載する。

ビル内に所在する場合には、ビル名及び階
数を記載例のとおり記入する。

◎事務所にに関する事項

31	郵便番号	760-8554
	所在地	香川県高松市サンポート3-33 サンポート合同庁舎前ビル11階
	電話番号	087-851-8061
	法第56条第1項ただし書きに規定する事務所であるかどうかの別	1

確認欄

☐

専任の管理業務主任者の
設置義務のない事務所
については、“1”を記載する。

※下記注釈参照

◎専任の管理業務主任者に関する事項

41	管理業務主任者の登録番号	88888888
	フリガナ	建政 太郎
	氏名	ケンセイ タロウ
	生年月日	H12年12月14日

確認欄

☐

事務所に常勤し、マンション管理業に専任する者であれば、法人の代表者、役員(非常勤役員、監査役を除く)についても専任の管理業務主任者として配置することができる。

生年月日		年		月		日	
------	--	---	--	---	--	---	--

41	管理業務主任者の登録番号	
	フリガナ	

【法第56条第1項ただし書きに該当する事務所について】※P8参照

居住用部分が5戸以下の管理組合からのみ管理事務を受託している事務所(管理事務受託契約の締結を行っていない事務所を含む。)については、専任の管理業務主任者の設置義務は適用されない。

法第78条の規定により、専任の管理業務主任者を配置しない事務所については、事務所の代表者等が管理業務主任者として行うべき事務を代わって行うことができる。

専任の管理業務主任者を5名以上の場合、第五面に記載する。

第四面については、事務所毎に記載する。

(第四面)

更新申請の場合には、必ず記載すること。

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

(1)	8	8	8	8	8	8	8
-------	---	---	---	---	---	---	---

商号又は名称は記載しない。

項番

30	事務所の別	2	1.主たる事務所 2.従たる事務所	事務所コード					
	事務所の名称	阿波支店							

町名以降の「丁目」「番」「号」については、
ー(ダッシュ)にて区切って記載する。

ビル内に所在する場合には、ビル名及び階
数を記載例のとおり記入する

◎事務所に係る事項

31	郵便番号	7	7	0	ー	8	5	5	4				
	所在地	徳島県徳島市上吉野町3ー35 徳島事務所ビル3階											
	電話番号	0	8	8	ー	8	8	8	ー	8	8	8	8
	法第56条第1項ただし書きに規定する事務所であるかどうかの別	2	1.事務所 2.事務所でない										

確認欄

☐

専任の管理業務主任者の
設置義務がある事務所に
ついては、“2”を記載する。
※P20注釈参照

◎専任の管理業務主任者に関する事項

41	管理業務主任者の登録番号	7	7	7	7	7	7	7	7		
	フリガナ	トクシマ シロウ									
	氏名	徳島 四郎									
	生年月日	H	1	0	年	0	6	月	0	1	日

確認欄

☐

41	管理業務主任者の登録番号	1	1	1	1	1	1	1	1		
	フリガナ	ミヨシ カス・コ									
	氏名	三好 一子									
	生年月日	S	1	1	年	1	1	月	1	1	日

確認欄

☐

41	管理業務主任者の登録番号	2	2	2	2	2	2	2	2		
	フリガナ	ミマ ショウシ									
	氏名	美馬 丈二									
	生年月日	S	2	2	年	0	2	月	2	2	日

確認欄

☐

41	管理業務主任者の登録番号	3	3	3	3	3	3	3	3		
	フリガナ	ナルト ケイソウ									
	氏名	鳴門 敬三									
	生年月日	S	3	3	年	0	3	月	0	3	日

確認欄

☐

専任の管理業務主任者を5名以上の場合、第五面に記載する。

(第五面)

更新申請の場合には、必ず記載すること。

受付番号		申請時の登録番号	
*		(1) 8 8 8 8 8 8	
項番	事務所の名称		事務所コード
30	阿波支店		

商号又は名称は記載しない。

◎専任の管理業務主任者に関する事項(続き)

41	管理業務主任者の登録番号	4 4 4 4 4 4 4	
	フリガナ	アナン シロウ	
	氏 名	阿南 四郎	
	生 年 月 日	S 4 4 年 0 4 月 0 4 日	確認欄 *

41	管理業務主任者の登録番号		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	確認欄 *

41	管理業務主任者の登録番号		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	確認欄 *

41	管理業務主任者の登録番号		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	確認欄 *

41	管理業務主任者の登録番号		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	確認欄 *

事務所の専任の管理業務主任者が5名以上の場合に使用する。

(第六面)

登録免許税納付書・領収証書又は証紙はり付け欄

(消印してはならない。)

【新規申請時の貼付例】



【更新申請時の貼付例】



消印しては
いけません。

新規申請の場合、

高松国税局高松税務署へ登録免許税9万円を納付し、
その領収証書原本を貼付する。

更新申請の場合、

収入印紙12,100円分を貼付する。(消印無効)

添 付 書 類 （ 1 ）
誓 約 書

申請者、申請者の役員、法定代理人及び法定代理人の役員
は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第47条
各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 5 月 1 日

商号又は名称 四国マンション管理(株)
氏 名 代表取締役 建政 太郎
法定代理人
商号又は名称 整備マンション管理(株)
氏 名 代表取締役 計建 二郎

法定代理人が置かれている場合、
連署する。

四国 地方整備局長

北海道開発局長

殿

添 付 書 類 (2)

マンション管理業経歴書

新規申請の場合、最初の登録欄には
「新規」と記載する。

組織変更欄には、法人の合併、商号・名称又は
氏名の変更について記載する。

1. 事業の沿革

最初の登録	組 織 変 更					
19 年 6 月 30 日	20 年 7 月 30 日	21 年 1 月 30 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
新規	商号変更 計建マンション 管理(株)より	合併 不動産マンション 管理(株)と合併				

2. 管理受託契約の実績

期 間	26 年 7 月 1 日 から 27 年 6 月 30 日 まで の 1 年間	27 年 7 月 1 日 から 28 年 6 月 30 日 まで の 1 年間	28 年 7 月 1 日 から 29 年 6 月 30 日 まで の 1 年間	29 年 7 月 1 日 から 30 年 6 月 30 日 まで の 1 年間	30 年 7 月 1 日 から 31 年 6 月 30 日 まで の 1 年間
内 容					
受託契約件数	0	1	10	100	150
受託契約額 (千円)	0	111	1110	11100	15100
受託組合数	0	1	10	100	150
受託棟数	0	1	10	100	150
受託戸数	0	11	110	1100	1500

備考

- 1 新規に登録を申請する者は、「最初の登録」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号、名称若しくは氏名の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。

直近5事業年度分の実績を記載する。
新規申請の場合は、記載不要。

【管理受託契約の実績の計上方法】

・受託契約件数
・受託組合数
・受託棟数
・受託戸数

事業年度末時点の契約数を記載する。

・受託契約金額
(千円)

事業年度中の受託契約額合計を記載する。
(途中解約分を含む。)

(A4)

添 付 書 類 (3)

専任の管理業務主任者設置証明書

下記の事務所は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第56条第1項本文に規定する要件を備えていることを証明します。

令和2年5月1日

四国 地方整備局長

殿

北海道開発局長

商号又は名称 四国マンション管理(株)
氏 名 代表取締役 建政 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所 在 地	管理業務主任者の数	管理事務の委託を受けた管理組合の数
本店	香川県高松市サンポート3-33 サンポート合同庁舎前ビル11階	1名	0組合
阿波支店	徳島県徳島市上吉野町3-35 徳島事務所ビル3階	5名	150組合

委託を受けた管理組合数30あたり
1名以上の専任の管理業務主任者の
配置が必要となる。

事務所の名称、所在地については、
登録申請書(第四面)の記載内容と
同じ内容を記載する。

申請者が法人の場合のみ作成する。
該当がない場合も提出が必要。

添 付 書 類 (4)

1 5 0

(第一面)

相 談 役 及 び 顧 問 (法 人 の 場 合)

更新申請の場合には、必ず記載すること。

受付番号

* | | | | |

申請時の登録番号

(1) 8 8 8 8 8 8

項番

51

役 名 コ ー ド	1 1	就 任 年 月 日	H	2 0	年	0 4	月	0 1	日
フ リ ガ ナ	タカマツ コウ								
氏 名	高松 五郎								
生 年 月 日	S	5 5	年	0 5	月	0 5	日		
郵便番号	7 6 0 - 8 5 4 6								
住 所	香川県高松市福岡町4 - 2 6 - 3 2								

確認欄

* |

51

役 名 コ ー ド	1 2	就 任 年 月 日	H	2 1	年	0 4	月	0 1	日
フ リ ガ ナ	マシヤマ ロクロウ								
氏 名	松山 六郎								
生 年 月 日	S	0 6	年	0 6	月	0 6	日		
郵便番号	7 9 0 - 8 5 7 4								
住 所	愛媛県松山市土居田町7 9 7 - 2								

確認欄

* |

51

役 名 コ ー ド		就 任 年 月 日			年		月		日
フ リ ガ ナ									
氏 名									

【相談役、顧問についての提出書類】

相談役及び顧問についても「添付書類(6) 略歴書」※P29参照、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」を提出すること。

51

役 名 コ ー ド		就 任 年 月 日			年		月		日
フ リ ガ ナ									
氏 名									
生 年 月 日			年		月		日		
郵便番号									
住 所									

相談役又は顧問が5名以上の場合、
本様式を追加すること。

(第二面)

申請者が法人の場合のみ作成する。
該当がない場合も提出が必要。

1 6 0

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人の場合）

更新申請の場合には、必ず記載すること。

受付番号

* | | | | |

申請時の登録番号

(1) 8 8 8 8 8 8

項番

52

フリガナ	タカマツフトウサンカブシキカイシャ
氏名又は名称	高松不動産株式会社
生年月日	年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	100 株 (円) 割合 10.0 %
郵便番号	7 6 0 8 5 4 6
住所又は所在地	香川県高松市福岡町4-26-32

法人株主の場合

確認欄

* |

52

フリガナ	オオスナナミ
氏名又は名称	大洲七海
生年月日	S 5 5 年 0 5 月 0 5 日
保有株式の数 (出資金額)	50 株 (円) 割合 5.0 %
郵便番号	7 9 5 8 5 1 2
住所又は所在地	愛媛県大洲市中村2-1-0

個人株主の場合

確認欄

* |

52

フリガナ	
氏名又は名称	
生年月日	年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
郵便番号	
住所又は所在地	

確認欄

* |

52

フリガナ	
氏名又は名称	
生年月日	年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
郵便番号	
住所又は所在地	

5/100以上の株主又は出資者が5名以上の場合、
本様式を追加すること。

登録申請書(第一面)～(第五面)に記載した代表者等、法定代理人、役員、専任の管理業務主任者及び添付書類(4) (第一面)の相談役及び顧問について提出すること。

(A4)

添 付 書 類 (5)

略 歴 書

現住所と住民票上の住所が異なる場合、
住民票上の住所を下段かっこ書きで記載する。

住 所	香川県高松市サンポート1111-1 (東京都千代田区霞ヶ関777-7)		
(フリガナ) 氏 名	ケンセイ タロウ 建政 太郎	生 年 月 日	平成 4年12月14日
職 名	代表取締役 専任の管理業務主任者(本店)	管理業務主任者 の登録番号	88888888

役員等の役名
専任の管理業務主任者
相談役・顧問については、
職名と併せて記載する。

職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内
	H19年4月1日 至 H20年3月31日	高松不動産(株)にて営業職として勤務
	H20年4月1日 至 H21年3月31日	高松不動産(株) 取締役兼サンポート支店長に就任
	H21年4月1日 至 H22年3月31日	四国マンション管理(株) 取締役兼徳島支店長に就任 (H21. 4. 1 徳島支店の専任の管理業務主任者に就任)
	H22年4月1日 至 H23年3月31日	四国マンション管理(株) 専務取締役に就任 (H22. 4. 1 本店の専任の管理業務主任者に就任)
	H24年4月1日 至 年 月 日	四国マンション管理(株) 代表取締役に就任 現在に至る。
	自 年 月 日	

管理業務主任者登録を受けている場合、
専任の有無に関わらず、登録番号
を記載する。

職歴については、入職時から申請日までの主な職歴を記載することとし、
特に勤務先が変更となっている場合は必ず記載する。
専任の管理業務主任者への就任については、かっこ書きで記載する。

自 年 月 日	
至 年 月 日	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
自 年 月 日	
至 年 月 日	

【提出対象者】

- ・代表者【登録申請書 (第一面)】
- ・代表者又は役員の法定代理人【登録申請書 (第二面)】
- ・法人の役員【登録申請書 (第三面)】
- ・専任の管理業務主任者【登録申請書 (第四面)及び(第五面)】
- ・相談役及び顧問【添付書類(4)】

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 5 月 1 日

氏 名 建政 太郎

個人のみ(法人については、提出不要)

添付書類 (6)

申請日前3ヵ月以内の時点で作成する。
(申請日時点が望ましい。)

資産に関する調書

令和2年5月1日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産		
現 金 預 金	10, 000, 000円	
有 価 証 券		
未 収 入 金		
土 地	50, 000, 000円	宅地500坪(香川県高松市)
建 物	80, 000, 000円	住宅1, 000m ² (香川県高松市)
備 品		
権 利	5, 000, 000円	ゴルフ会員権 (四国整備カントリークラブ他)
そ の 他		
計	145, 000, 000円	
負 債		
借 入 金	100, 000, 000円	銀行からの借入れ (四国整備銀行他)
未 払 金		
預 り 金		
前 受 金		
そ の 他		
計	100, 000, 000円	

備考

- この調書は、個人の業者のみが記入する。
- 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

該当がない場合、提出不要

(A 4)

添 付 書 類 (7)

第三者との間で締結する返還債務の保証契約に関する事項

第三者の氏名	保 証 契 約 の 名 称	保 証 契 約 の 内 容
一般社団法人 マンション管理業協会 保証機構	管理費等保証委託契約	管理費等又は委託業務費の返還債務を負うこととなった場合、保証機構が保証委託者に替わってその返還債務につき管理費等1ヵ月分の額を限度として履行する。

法第76条に規定する財産の分別管理方法として、
施行規則第87条第2項第1号イ又はロに定める方式により
管理費、修繕積立金等の金銭を管理する場合には、
原則として保証契約を締結しなければいけません。

※別冊「マンション管理業のポイント」参照

申請書参考資料

- 案内図
- 事務所の写真

案内図

商号又は名称

事務所の名称	
所在地(都道府県名から記載)	
電話番号	

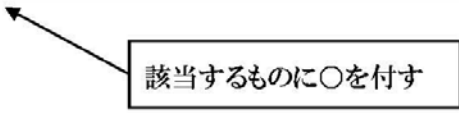
【作成要領】

1. 事務所へ訪問ができる程度に詳細なものを作成してください。
2. 最寄りの交通機関、公共・公益施設等の位置を明示してください。
3. 地図を貼付してもかまいません。

事務所の写真

商号又は名称

撮影日:令和 年 月 日

事務所の名称	
所在地(都道府県名から記載)	
電話番号	
①建物全景 ②建物入口 ③事務所入口 ④事務所内部(執務室・接客スペース) ⑤業者票 	
①建物全景 ②建物入口 ③事務所入口 ④事務所内部(執務室・接客スペース) ⑤業者票 【作成要領】 - 当様式を必要枚数複写し、指定する写真などを貼り付けて提出してください。 - 印刷やポラロイド写真でも構いませんが、申請日3ヶ月以内に撮影したカラーのものに限ります。 - 各資料につき、それぞれ1枚以上必要です。ただし、⑤業者票については、新規免許申請の場合は不要です。 【注意事項】 ①建物入口 テナントビル等の内に事務所がある場合は、社名確認できるフロア案内板等も併せて撮影して下さい。 ④事務所内部 執務室・接客スペースについては、各々撮影して下さい。 ⑤業者票 掲示状況が分かる写真及び業者票の内容が判読できる内容を各々撮影して下さい。	

変更届出書等記載例

- ・変更届出書
- ・廃業等届出書

別記様式第十三号（第五十六条関係）

該当する事項につき、○印を記載する。

(A4)

2 3 0

マンション管理業者登録簿登録事項変更届出書

(第一面)

下記のとおり、マンション管理業者登録簿の登録事項のうち、

- (1)商号、名称又は氏名及び住所 (2)代表者又は個人 (3)法定代理人 (4)役員 (5)法定代理人の役員 (6)事務所 (7)専任の管理業務主任者 について変更がありましたので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第48条第1項の規定により届け出ます。

令和2年6月1日

四国 地方整備局長

北海道開発局長

殿

変更のあった日から30日以内に届出する。

申請者 商号又は名称 建政マンション管理(株)
氏 名 代表取締役 計建 二郎
(法人にあっては、代表者の氏名)
電話番号 (087) 851 - 8061
ファクシミリ番号 (087) 811 - 8414

項番「11」又は「12」の変更の場合、変更後の内容に基づき、記載すること。

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

* 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

* 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

(1) 8 8 8 8 8 8 8 8

必須記載

項番 ◎商号、名称又は氏名及び住所

11	変更年月日	R-02年05月30日
変更後	フリガナ	ケンセイマンションカンリカフ・シキガイシャ
	商号、名称又は氏名	建政マンション管理株式会社
	郵便番号	760-8554
	住所	香川県高松市サンポート8-8-8
変更前	フリガナ	シコクマンションカンリカブシキガイシャ
	商号、名称又は氏名	四国マンション管理株式会社
	住所	香川県高松市サンポート3-33

確認欄

* 変更のあった事項につき記載する。
法人の場合、
変更年月日は、登記簿記載の変更等の年月日と合致する。

◎代表者又は個人に関する事項

変更区分

12	変更年月日	R-02年05月30日
変更後	役名コード	01
	管理業務主任者の登録番号	
	フリガナ	ケイケン シロウ
	氏名	計建 二郎
変更前	生年月日	T-15年06月01日

1. 就退任
2. 氏名

管理業務主任者の場合、
専任の有無に関わらず
登録番号を記入する。

変更後	変更年月日	R-02年05月30日
	役名コード	01
	管理業務主任者の登録番号	88888888
	フリガナ	ケンセイ タロウ
変更前	氏名	建政 太郎
	生年月日	H-04年12月14日

確認欄

*

空白期間は生じない。

第一面及び第三面に代表者又は役員として記入した者については記載しない。
法定代理人の役員の変更が2名以上の場合、本様式を追加すること。

(第二面)

2 4 0

受付番号 受付年月日 申請時の登録番号
 * : : : : : (1) 8 8 8 8 8 8

第一面に記載した申請時の登録番号を記載する。

項番 ◎法定代理人に関する事項

13 変 更 年 月 日 年 月 日
 変 更 後 フ リ ガ ナ
 商 号 、 名 称
 又 は 氏 名
 郵 便 番 号

項番「13」については、個人業者の場合のみ記載する。

【記載方法】

交代等※P38参照については、変更前・変更後の記入欄
就任については、変更後の記入欄のみ(上段)
退任については、変更前の記入欄のみ(下段)
に記載する。

確認欄

* ☐

◎法定代理人の代表者に関する事項 (法人の場合)

変更区分

14 変 更 年 月 日 年 月 日 1 1.就退任
 変 更 後 役 名 コード 2.氏 名
 フ リ ガ ナ
 氏 名
 生 年 月 日 年 月 日

↑ 変 更 年 月 日 R 0 2 年 0 5 月 3 0 日
 変 更 前 役 名 コード 0 1
 フ リ ガ ナ ケ イ ケ ン シ ム ロ ウ
 氏 名 計 建 三 郎
 生 年 月 日 T 1 5 年 0 6 月 0 1 日

確認欄

* ☐

◎法定代理人の役員に関する事項 (法人の場合)

変更区分

15 変 更 年 月 日 R 0 2 年 0 5 月 3 0 日 1 1.就退任
 変 更 後 役 名 コード 0 2 2.氏 名
 フ リ ガ ナ シ マ ン ト キ ヨ コ
 氏 名 四 万 十 清 子
 生 年 月 日 S 4 5 年 0 5 月 0 5 日

↑ 変 更 年 月 日 R 0 2 年 0 5 月 3 0 日
 変 更 前 役 名 コード 0 2
 フ リ ガ ナ フ ト ウ サ ブ ロ ウ
 氏 名 不 動 三 郎
 生 年 月 日 M 4 5 年 0 5 月 0 2 日

確認欄

* ☐

項番「14」及び「15」については、法人の場合のみ記載する。

第一面に代表者として記入した者については記載しない。
役員の変更が3名以上の場合、本様式を追加すること。

(第三面)

第一面に記載した申請時の登録番号を記載する。

受付番号 受付年月日 申請時の登録番号
* : : : : : * : : : : : (1) 8 8 8 8 8 8

項番 ◎役員に関する事項（法人の場合） 変更区分
21 変更年月日 R 0 2 年 0 5 月 3 0 日 1 1.就退任
変更 役名コード 0 1 2.氏 名
管理業務主任者の登録番号 5 5 5 5 5 5 5 5
フリガナ アシス リ ミサキ
氏 名 足摺 岬
後 生年月日 S 6 1 年 0 6 月 0 1 日

代表取締役が複数存在する場合、マンション管理業に関する代表権を有しない代表取締役は第三面に記載する。

↑ 変更年月日 R 0 2 年 0 5 月 3 0 日
変更 役名コード 0 2
管理業務主任者の登録番号
フリガナ エヒメ コロウ
氏 名 愛媛 五郎
前 生年月日 H 0 1 年 0 5 月 0 1 日

確認欄

* □

21 変更年月日 R 0 2 年 0 5 月 1 3 日 変更区分 2 1.就退任
2.氏 名
変更 役名コード 0 3
管理業務主任者の登録番号
フリガナ ムロト ハナコ
氏 名 室戸 花子
後 生年月日 M 4 5 年 0 5 月 0 2 日

↑ 変更年月日 R 0 2 年 0 5 月 1 3 日
変更 役名コード 0 3
管理業務主任者の登録番号
フリガナ コウチ ハナコ
氏 名 高知 花子
前 生年月日 M 4 5 年 0 5 月

【記載方法】

交代等※については、変更前・変更後の記入欄
就任については、変更後の記入欄のみ(上段)
退任については、変更前の記入欄のみ(下段)
に記載する。

※【交代等について】

変更前・変更後の両方の欄に記載が必要なのは、

- ①代表者、役員(その法定代理人を含む。)又は専任の管理業務主任者の交代
- ②代表者、役員(その法定代理人を含む。)の役名コードの変更
- ③代表者、役員(その法定代理人を含む。)又は専任の管理業務主任者の氏名変更

第四面については、事務所毎に記載すること。

(第四面)

21610

第一面に記載した申請時の登録番号を記載する。

受付番号 受付年月日 申請時の登録番号

(1) 8 8 8 8 8 8

項番 30

事務所の別 1 1.主たる事務所 2.従たる事務所

事務所の名称 本店

事務所コード

商号又は名称は記載しない。
変更前の事務所の名称を記載する。

◎事務所に係る事項

31

変更年月日 R 02 年 05 月 30 日

事務所の別 1 1.主たる事務所 2.従たる事務所

事務所の名称 香川本店

郵便番号 760-8554

所在地 香川県高松市サンポート88-8 88-8 88-8
四国整備局ビル8階

電話番号 087-851-8061

法第56条第1項ただし書きに規定する事務所であるかどうかの別 1 1.事務所
2.事務所でない

町名以降の「丁目」「番」「号」については、
- (ダッシュ) にて区切って記載する。
ビル内に所在する場合には、ビル名及び階
数を記載例のとおり記入する。

変更年月日 R 02 年 05 月 30 日

変更前 事務所の名称 本店

所在地 香川県高松市サンポート3-33 サンポート合同庁舎前ビル11階

確認欄

【記載方法】

内容の変更については、変更前・変更後の記入欄
新設については、変更後の記入欄のみ(上段)
廃止については、変更前の記入欄のみ(下段)
に記載する。

第五面については、事務所毎に記載すること。

(第五面)

項番	受付番号	受付年月日	申請時の登録番号	270
30			(1) 8888888	第一面に記載した申請時の登録番号を記載する。
	事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	事務所コード	
	事務所の名称	本店		事務所の名称変更を伴う場合は、変更前の内容に基づき、記載する。

41	◎専任の管理業務主任者に関する事項				変更区分
	変更年月日		年	月	日
	管理業務主任者の登録番号				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日		年	月	日

変更年月日	R-02	年	05	月	30	日
管理業務主任者の登録番号	8	8	8	8	8	8
フリガナ	ケンセイ タロウ					
氏名	建政 太郎					

確認欄

法第56条第1項ただし書きに該当する事務所※P8参照については、専任の管理業務主任者を配置しないことができる。

41	管理業務主任者の登録番号						2. 氏名
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日		年	月	日		

【記載方法】

交代等※P38参照については、変更前・変更後の記入欄
就任については、変更後の記入欄のみ(上段)
退任については、変更前の記入欄のみ(下段)
に記載する。

専任の管理業務主任者の就退任又は氏名変更が3名以上の場合、本様式を追加すること。

第五面については、事務所毎に記載すること。

(第五面)

項番	270	受付番号	受付年月日	申請時の登録番号	第一面に記載した申請時の登録番号を記載する。
30				(1) 88888888	
事務所の別	2	1.主たる事務所 2.従たる事務所		事務所コード	
事務所の名称	阿波支店				

◎専任の管理業務主任者に関する事項

41	変更年月日	R-02年05月30日	変更区分	1.就退任
変	管理業務主任者の登録番号	66666666	2.氏名	
更	フリガナ	ガモウダ ミナミ		
後	氏名	蒲生田 美波		
	生年月日	S55年5月5日		

↑	変更年月日	R-02年05月30日	変更区分	1.就退任
変	管理業務主任者の登録番号	44444444	2.氏名	
更	フリガナ	アナン シロウ		
前	氏名	阿南 四郎		

41	変更年月日	R-02年05月30日	変更区分	1.就退任
変	管理業務主任者の登録番号	77777771	2.氏名	
更	フリガナ	ヒワサ ミチオ		
後	氏名	日和佐 道夫		
	生年月日	S50年5月5日		

↑	変更年月日		年		月	
変	管理業務主任者の登録番号					
更	フリガナ					
前	氏名					

確認欄

【記載方法】

交代等※P38参照については、変更前・変更後の記入欄
就任については、変更後の記入欄のみ(上段)
退任については、変更前の記入欄のみ(下段)
に記載する。

専任の管理業務主任者の就退任又は氏名変更が
3名以上の場合、本様式を追加すること。

廃業等届出書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第50条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和2年8月10日

四国 地方整備局長 殿
~~北海道開発局長~~

届出者 住 所 香川県高松市サンポート88-8888

氏 名 建政マンション管理(株)
代表取締役 計建 二郎

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号

* | | | | |

* | | | | |

(1) 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8

必須記載

届出事由が生じた日から30日以内に届出を行う。

届 出 の 理 由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 解散 ⑤ 廃止
商号、名称又は氏名	建政マンション管理株式会社
氏 名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	計建 二郎
主たる事務所の所在地	香川県高松市サンポート88-8888 四国整備局ビル8階
届出事由の生じた日	令和2年 8月 1日
マンション管理業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 ⑤ 本人

該当する理由に
○印を記載する。

確認欄



備考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
② 「届出の理由」及び「マンション管理業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
③ 死亡の場合にあっては、

【廃業届出を行うべき者】

- ① 個人業者の死亡の場合、相続人
② 法人が合併により消滅した場合、消滅した法人の代表役員
③ 破産手続開始決定による場合、破産管財人
④ 法人であり、②・③以外の理由で解散した場合、清算人
⑤ 廃業する場合、個人業者本人又は法人の代表者



国土交通省 四国地方整備局

建政部 計画・建設産業課

〒760-8554 高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎 11階

TEL:087-851-8061 (代表)

ホームページアドレス <http://www.skr.mlit.go.jp/>